

## 平成19年度科学研究費補助金の繰越しについて

科学研究費補助金の繰越しについては、平成18年4月に「科学研究費補助金に係る歳出予算の繰越しの取扱いについて（通知）」により、繰越しに該当する要件を従前より明確にし、事例を大幅に追加した結果、大幅に制度の利用が増加しました。

また、19年7月に開催した「科学研究費補助金等に係る機関管理に関する研修会」において、科研費の繰越しに係る留意点等をまとめた資料を作成し、各種説明会等において繰越し承認申請書の作成ポイントを説明するなどした結果、平成19年度の繰越し承認に係る事前相談は約1,500件となり、1,297件について財務省と協議を行いました。

本資料は、平成19年度の繰越しに関する概況を取りまとめたものです。

### 1. 繰越し件数等の推移（過去3カ年）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
繰越し件数	55件	641件	1,297件
申請機関数	45機関	117機関	159機関

### 2. 繰越し承認申請に至らなかった主な事例

事例1 自己都合が主な要因となっている場合

- ・教育活動等本来の業務が多忙

事例2 予め予見可能であった場合

- ・改正された法律等の施行による状況の変化
- ・前年度の出来事（災害等）

事例3 当初より、19年度中に終了しないことが明らかな場合

- ・複数年にわたる事象を対象としているもの

### 3. 将来的な更なる改善（様式の簡略化など）に向けて

繰越しの協議は、各課題ごとに行うこととなるから、協議のスピードアップを図るためには、事前相談時における研究機関での内容精査（繰越しに該当する事由であること）が重要となります。

事由説明内容の精度を高めることで、協議時に内容に関する事実確認の件数が減少し、事由ごとのグループ化や様式の簡素化に結びつくものと考えられます

そのため、今後も「科研費の繰越しに係る留意点等について」の改訂を行い、各種説明会において周知を図ります。